



# 島根県報

平成16年 6月22日 (火)

第 1 583 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則 ( 廃棄物対策課 ) 2

### 告 示

平成16年度第 2 次自衛官募集 ( 消 防 防 災 課 ) 13

生活保護法の規定による介護機関の指定 ( 2 件 ) ( 健康福祉総務課 ) 13

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 ( 2 件 ) ( " ) 14

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 ( 高 齢 者 福 祉 課 ) 15

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 ( 障 害 者 福 祉 課 ) 15

県営土地改良事業工事の完了 ( 農 村 整 備 課 ) 15

保安林の指定 ( 森 林 整 備 課 ) 16

保安林の指定施業要件の変更 ( " ) 16

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 ( 環 境 生 活 総 務 課 ) 16

公共測量の終了 ( 用 地 対 策 課 ) 17

### 漁調委指示

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限 17

島前湾における魚類の採捕の禁止 18

### 雑 報

平成16年度消防設備士試験の実施 ( 消 防 防 災 課 ) 18

### 正 誤

平成16年 4 月 16 日付け島根県報第1,564号中 ( 漁 港 漁 場 整 備 課 ) 19

## 公布された条例等のあらまし

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則 ( 規則第55号 )

### 1 規則の概要

- (1) 解体業者及び破砕業者の廃業等届出書について様式を定めることとした。(第 2 条関係)
- (2) 経過措置の届出に係る手続を定めることとした。(第 3 条関係)
- (3) 許可証の再交付等の手続を定めることとした。(第 4 条関係)
- (4) 申請書等の提出先等を定めることとした。(第 5 条関係)
- (5) 島根県事務決裁規則の一部を改正し、許可証の再交付等を保健所長の専決事項に追加することとした。

### 2 施行期日

平成16年 7 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県規則第55号

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

( 趣旨 )

第 1 条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行については、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

( 廃業等届出書 )

第 2 条 法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、<sup>解体業</sup>廃業等届出書（様式第1号）<sub>破砕業</sub>によるものとする。

( 経過措置に係る届出書等 )

第 3 条 次の各号に掲げる届出書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

( 1 ) 法附則第5条第2項に規定する届出書 解体業届出書（様式第2号）

( 2 ) 法附則第6条第2項に規定する届出書 破砕業届出書（様式第3号）

2 知事は、前項の規定による届出書を受理したときは、遅滞なく、省令様式第2又は省令様式第5による許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

( 許可証の再交付等 )

第 4 条 解体業者又は破砕業者は、許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、<sup>解体業</sup>許可証再交付申請書（様式第4号）<sub>破砕業</sub>を知事に提出し、許可証の再交付を申請することができる。

2 解体業者又は破砕業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、<sup>解体業</sup>許可証書換え交付申請書（様式第5号）<sub>破砕業</sub>を知事に提出し、許可証の書換え交付を受けなければならない。

3 解体業者又は破砕業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知事に許可証を返納しなければならない。

( 1 ) 許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したとき。

( 2 ) 許可に係る事業を廃止したとき。

( 3 ) 許可を取り消されたとき。

( 申請書等の提出先等 )

第 5 条 法、省令及びこの規則により知事に提出する申請書等の提出先は当該申請等に係る事業者の事業所（事業所が2以上ある場合にあっては、主たる事業所）の所在地を所管する保健所とし、提出部数は1部とする。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

( 島根県事務決裁規則の一部改正 )

2 島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5保健所の項第20号事務の種類欄中「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の次に「及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年島根県規則第55号）」を加え、同号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

( 17 ) 施行細則第4条第1項の規定により、解体業又は破砕業に係る許可証の再交付をすること。

- (18) 施行細則第 4 条第 2 項の規定により、解体業又は破砕業に係る許可証の書換え交付をすること。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

解 体 業 廃業等届出書  
破 碎 業

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律<sup>第 64 条</sup>第72条で準用する第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等に係る許可の内容	氏 名 又 は 名 称	
	業 種	解 体 業 破 碎 業
	許 可 番 号	
	許 可 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃 業 等 の 年 月 日	年 月 日	
廃 業 等 の 理 由		

注 1 「業種」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 許可証を添付すること。

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

解体業届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第 5 条第 2 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業所	名 称		
	所在地	( 郵便番号 )	( 電話番号 )
事業の用に供する施設の概要			
他に法に基づく解体業又は破砕業の許可 ( 他の都道府県のものを含む。 ) を受けている場合にあつては、その許可番号 ( 申請中の場合にあつては、申請年月日 )	都道府県又は市名	許可番号 ( 申請中の場合にあつては、申請年月日 )	
他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可 ( 他の都道府県のものを含む。 ) を受けている場合にあつては、その許可番号 ( 申請中の場合にあつては、申請年月日 )	都道府県又は市名	許可番号 ( 申請中の場合にあつては、申請年月日 )	
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）（届出者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

政令第 5 条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人（届出者が未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	住 所

発行済株式総数の100分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

## 省令の規定により常備する標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

## 事務処理欄

注 1 印の欄は、記入しないこと。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所」の欄及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

3 「役員」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 「標準作業書の記載事項」の欄については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該標準作業書の全文の写しを添付してよいこと。

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(2) 事業計画書

(3) 収支見積書

(4) 産業廃棄物処理業の許可証の写し

様式第 3 号 ( 第 3 条関係 )

破碎業届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第 6 条第 2 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲		
事業所	名 称	
	所在地	( 郵便番号 )  ( 電話番号 )
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置の許可 ( 変更の許可を含む。 ) を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
他に法に基づく解体業又は破碎業の許可 ( 他の都道府県のものを含む。 ) を受けている場合にあっては、その許可番号 ( 申請中の場合にあっては、申請年月日 )	都道府県又は市名	許可番号 ( 申請中の場合にあっては、申請年月日 )
他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可 ( 他の都道府県のものを含む。 ) を受けている場合にあっては、その許可番号 ( 申請中の場合にあっては、申請年月日 )	都道府県又は市名	許可番号 ( 申請中の場合にあっては、申請年月日 )

破砕業を行おうとする事業所以外の場  
所で解体自動車又は自動車破砕残さの  
積替え又は保管を行う場合には、当該  
場所の所在地、面積及び保管量の上限

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称  
を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等  
以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）（届出者が法人である場合）

（ふりがな） 氏 名	役 職 名	住 所

政令第 5 条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人（届出者が未成年者である場合）

（ふりがな） 氏 名	住 所

発行済株式総数の100分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の 5 以上の額に相当する出資をして  
いる者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

## 省令の規定により常備する標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理の方法（解体自動車の破砕前処理を行う場合）	
解体自動車の破砕の方法（解体自動車の破砕を行う場合）	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合）	
自動車破砕残さの保管の方法（解体自動車の破砕を行う場合）	
解体自動車の運搬の方法	
自動車破砕残さの運搬の方法（解体自動車の破砕を行う場合）	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

## 事務処理欄

注 1 印の欄は、記入しないこと。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所」の欄から「当該施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置の許可（変更の許可を含む。）を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」の欄までを繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

3 「役員」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 「標準作業書の記載事項」の欄については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該標準作業書の全文の写しを添付してよいこと。

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(2) 事業計画書

(3) 収支見積書

(4) 産業廃棄物処分量の許可証の写し

様式第 4 号 ( 第 4 条関係 )

解体業 許可証再交付申請書  
破 碎 業

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

許可証の再交付を受けたいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の種類	解体業 破 碎 業	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申 請 の 理 由			

注 1 「許可証の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 き損し、又は汚損したときにあつては、許可証を添付すること。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

解体業 許可証書換え交付申請書  
破 碎 業

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可証の書換え交付を受けたいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の種類	解体業 破 碎 業	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項			
変 更 内 容			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 1 「許可証の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 書換えに係る許可証を添付すること。

---

## 告 示

---

## 島根県告示第652号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成16年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 採用する自衛官

男女共通 2等陸士・2等海士・2等空士

## 2 募集期間

男性 平成16年 9月 8日（水）まで

女性 平成16年 8月 2日（月）から 9月 8日（水）まで

## 3 試験期日

(1) 男性の場合 平成16年 9月28日（火）から30日（木）のうち 1日

(2) 女性の場合 平成16年 9月27日（月）

## 4 試験場の位置及び名称

(1) 男性の場合

平成16年 9月28日及び29日に実施する試験の会場

出雲市松寄下町1142の1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

平成16年 9月30日に実施する試験の会場

島根県浜田合同庁舎（電話0855（22）3131）

(2) 女性の場合

出雲市松寄下町1142の1（電話0853（21）1045）

陸上自衛隊出雲駐屯地

## 5 採用予定日

男女共通 平成17年 3月又は 4月

## 6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、平成17年 4月 1日現在18歳以上27歳未満の者

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園1の1の14 電話0852（21）0015）に連絡すること。

## 島根県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
医療法人 川上外科病院	介護療養型医療施設	松江市上乃木3丁目11-10	平成16年4月1日

島根県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 J Aいずも福祉会	出雲市今市町95番地	通所介護	社会福祉法人 J Aいずも福祉会 みどりの郷平田	平田市平田町2308-9	平成16年 4月7日

島根県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		廃止する 事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
川上峻一郎	松江市上乃木3丁目11 - 10	短期入所療養 介護	川上外科病院	松江市上乃木3丁目11 - 10	平成16年 3月31日

島根県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
川上外科病院	介護療養型医療施設	松江市上乃木3丁目11-10	平成16年3月31日

## 島根県告示第657号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 長寿の里	通所介護	有限会社 長寿の里	浜田市日脚町54番地2	平成16年6月14日
有限会社 ハートキュア エム	通所介護	デイサービス ハートキュアひらた	平田市国富町832番地2	平成16年6月15日

## 島根県告示第658号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
矢原 快太	脳神経外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年6月9日
石崎公郁子	神経内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成16年6月9日
齊藤 晋	形成外科	玉造厚生年金病院	八束郡玉湯町大字湯町1-2	平成16年6月9日

## 島根県告示第659号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
池田地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成16年5月18日

島根県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字安田2382 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字神原832 - 1、843 - 3、848

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 6月 9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI

3 代表者の氏名

植田 功

4 主たる事務所の所在地

八束郡八雲村大字東岩坂77番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ子供や高齢者に対して、介護サービスを提供する事業を行い、地域福祉の増進を図り、安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成16年5月31日に終了した旨国土交通省浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年 6月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量・3級基準点測量・3級水準測量）

2 作業期間

平成16年 2月 5日から平成16年 5月31日まで

3 作業地域

浜田市原井町～那賀郡三隅町地内

## 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示し、その有効期間は、平成16年 6月22日から平成19年 5月31日までとする。

昭和48年隠岐海区漁業調整委員会指示第 1 号は廃止する。

平成16年 6月22日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年 6月 1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採

捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

#### 隠岐海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、島前湾海洋牧場開発事業に係る音響馴致給餌施設周辺の放流まだいの保護育成を図るため、魚類の採捕の禁止について、次のとおり指示し、その有効期間は、平成16年7月1日から平成19年6月30日までとする。

ただし、試験研究等のための魚類の採捕であって当委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

平成16年6月22日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

#### 1 魚類採捕禁止区域

##### (1) 第1の区域

隠岐郡西ノ島町赤ノ江地先で、北緯36度4分28秒東経132度59分14秒に設置された音響給餌施設A点を中心として半径300メートルの円によって囲まれた海域。

##### (2) 第2の区域

隠岐郡海士町須賀地先で、北緯36度4分9秒東経133度4分14秒に設置された音響給餌施設B点を中心として半径300メートルの円によって囲まれた海域。

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定に基づき公示する。

平成16年6月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 池田春雄

#### 1 試験の種類

##### (1) 甲種消防設備士試験

##### (2) 乙種消防設備士試験

#### 2 試験の日時及び場所

##### (1) 試験の日時

平成16年8月29日（日） 午前の試験 8時30分から  
午後の試験 12時45分から

##### (2) 試験の場所

松江市及び浜田市

#### 3 受験手続

##### (1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

##### (2) 受験願書受付期間

平成16年7月1日から7月16日まで（郵送の場合は、7月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

##### (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては5000円、乙種消防設備士試験にあつては3400円を所定の方法により納付すること。

#### 4 その他

##### (1) 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒を同封すること。）

## (2) 問い合わせ先

〒690-0882

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話0852 - 27 - 5819)

正

誤

平成16年4月16日付け島根県報第1,564号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から13	字大津の二5番地30から同大字同字5番地28	字大津の二5番30から同大字同字5番28
8	上から15	字大津の一37番地5から同大字同字4番地6	字大津の一37番5から同大字字大津の二4番6

